

民生課のお知らせ

■国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れた状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除・納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている区市町村役場の国民年金担当窓口で申請の手続きをしてください。

申請書は、年金事務所または区市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

平成30年度の免除等の受付は平成30年7月2日から開始され、平成30年7月から平成31年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

【問い合わせ】

港年金事務所
☎03(5401)3211
役場民生課 住民年金係
☎(5)0243

■ハチに注意!

新島や式根島では、民家の庭や軒先などの人間の出入りが多い場所で、アシナガバチやスズメバチの巣が見つかる事が多くなっています。幸いにも、ハチに刺され重体に陥ったという情報はありませんが、次の事に気を付けて、ハチの被害に遭わないようにしましょう。

また、保護者の方はお子様がハチやハチの巣に手を出さないよう注意してください。(ハチの死骸の針にも毒が残っています。)

◇ハチの活動時期

種によって多少の違いはありますが、五月頃から十一月頃までです。特に秋になると巣が大きくなり、攻撃性が強くなります。

◇営巣場所

一度でも巣を作られた場所は、また作られる可能性があるがあるので注意してください。前年の巣をもう一度使う事はありませんが、同じ様な条件の場所に作ります。

◇刺されないために

ヤブに入る時は白色系の服や帽子で素肌を隠してください。ハチは黒っぽい色

を認識し、優先的に攻撃してきます。ただし、白い服を着れば絶対安全という訳ではありません。

◇ハチを見つけたら

静かに立ち去りましょう。大きな音や動作、香水の匂いなどでも攻撃的になります。

◇ハチに刺されたら

刺された部分を流水で洗い、様子を見てください。体に異変を感じたら、すぐ診療所で診察を受けてください。

※役場が駆除を行うのはスズメバチの巣です。スズメバチの巣を見つけたらご連絡ください。

なお、アシナガバチの巣は、ご自身での駆除をお願いいたします。

【問い合わせ】

民生課民生係
☎(5)0243(直通)



総務課からのお知らせ

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】
平成30年7月13日(金)
午前10時～午後2時

【相談場所】 住民センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何かご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課
☎03(3353)9191
平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

東京都行政書士会からのお知らせ

■行政書士による無料相談会

東京都行政書士会では、今年も新島村の住民の方を対象に行政書士による無料

相談会を実施いたします。遺言書の作成や相続手続き空家対策など、暮らしの困りごとについて面談による個別相談を行いますので、この機会にご利用ください。今年も新島でも相談会を行いますので、ぜひご来場ください。予約は不要です。

【日時】

7月3日(火)・4日(水)

【テーマ】

「知って安心!行政書士による遺言・相続手続・空家対策相談会」

①【式根島地区】

7月3日(火)
午後0時30分～午後3時
(受付は午後2時30分まで)

②【新島地区】

7月4日(水)
午前10時～午後1時
(受付は午後0時30分まで)

【場所】 住民センター

※交通手段の関係でやむなく延期もしくは中止とさせていただきます。その際は何かご容赦ください。

【問い合わせ】

企画財政課 企画調整室
☎(5)0204(直通)

子どもの人権110番

7月9日販売開始

学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待等の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国一斉「子ども人権110番」強化月間を実施する。

【実施期間】

8月29日(水)～9月4日(火)

【開設場所】

東京法務局人権擁護部

【子ども人権110番電話番号】

☎0120(007)110

【電話相談担当者】

人権擁護委員・法務局職員

【問い合わせ】

東京法務局人権擁護部第二課

☎03(5213)1234



調整室からのお知らせ

新島村空き家バンクへの物件登録について

村では、人口増による地域活性化を目指し、地域住民または定住希望者が活用できる空き家を探しております。

新島村指定不動産業者制度を導入したことにより、空き家所有者の皆様の意向(定期借家・管理等)にあつた契約が可能になります。新島村の活性化のため、皆様のご協力をお願いいたします。

空き家・空き地(店舗・民宿も可)の相談について、随時受け付けておりますので、お気軽に企画調整室までご相談ください。



お引っ越しされる方へ

島外へ行かれる方

島外へお引っ越しされる方で、引っ越し後も広報にいじまを購読したい方は、

①新住所

②お名前

③92円切手12枚

を企画調整室までお持ちください。ご親戚や知人の方に送りたい場合も同様です。

▼島内で移動される方

お名前、旧住所、新住所を企画調整室までお知らせください。

▼その他、大家とインキョと2部欲しい方

企画調整室まで、お名前とご住所をご連絡ください。ご連絡のあつた次の号から2部配布するよう手配します。

【結婚・出産された方へ】

ご結婚やご出産された方で、広報に写真を掲載してもよいとお考えの方は、企画調整室までご連絡ください。

【問い合わせ】

企画財政課 企画調整室

☎(5)0240内線203

メール: kouhou@nijima.com

サマージャンボ宝くじ

7月9日販売開始

サマージャンボ宝くじとサマージャンボミニが全国で2種類同時発売されます。

【発売期間】

7月9日(月)～8月3日(金)

【発売場所】

全国の宝くじ売場

【抽せん日】

8月14日(火)

【サマージャンボ】

1等 5億円 × 21本
前後賞1億円 × 42本

【サマージャンボミニ】

1等5千万円 × 50本
前後賞1千万円 × 100本

【問い合わせ】

(公財) 東京都区市町村 振興協会

☎03(5210)9945

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ7千万円
(1等5千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は区市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月9日(月)2種類同時発売!

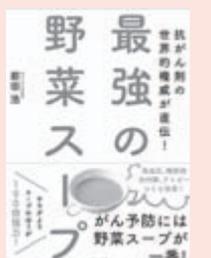
発売期間 7/9(月)～8/3(金)

公益財団法人東京都区市町村振興協会

■住民センター図書室から新着本のご案内



ヘレン・ラッセル



前田 浩



藤原 邦恭

死ぬまで歩くにはスクワットだけすればいい
Lily
星の子
騙し絵の牙
たゆたえども沈まず

小林 弘幸
石田ゆり子
今村 夏子
塩田 武士
原田 マハ

■本村住民センター図書室の利用時間
午前 9:00～午後 5:00 (年末・年始をのぞく)
☎教育委員会 5-0203 直通

■新島村ホームページの『図書検索』から新着本が検索できますので、そちらもご覧ください。